平成25年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	1 5								<u>府 省 庁 名</u>		金融庁
対象税目		個人	人住民税	法人住民稅	住民税	(利子割)	事業税	不動産取得税	固定資産税	事業所税	その他()
要望 項目名		海尔	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化								
要望内容(概要)		<海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化>現行の海外投資家(非居住者及び外国法人)が受領する振替社債等(社債的受益権を含む。以下同じ。)の利子等に係る非課税制度の期限(平成 25 年3月 31 日)を撤廃し、恒久的な制度とすること。									
		する	毎外投資 る債券の		子等非課 大等非課	当するもの	の(以下「日				「ある内国法人が発行 日本大震災の被災地
関係	条文						* *	条の 17、地方科 寺特例に関する		2項、第3	313 条第 2 項
	収	(1	初年度)	_	(–) (平年度)	_	(–)(単作	立:百万円)
要望	理由	Ä	1)政策 毎外投資 図る。		社債市場	への参加	を促進し、	我が国金融・資	至本市場の活性	化や企業等	の資金調達の円滑化
		く 我動呼こ現の 明 く	毎外投資:が国の代別の代別のでは、 かた、いかに、いかに、いかに、 かた、いかに、いかに、 かった。 かった。 がいた。 はいかに、 かった。 はいかに、 かった。 はいかに、 かった。 はいかに、 かった。 はいかに、 はいかに、 はいかに、 にいがに、 にがに、 に	、価格形成機 は、諸外国に 国内発行の名 不透明である に同制度が時 恒久化による ベニュー債の	発化という 能の強化 る。 は債に投い ことからもの は制度的なものが が加充)	観点から等が課税がまる脳がある。	は、厚みの られるとこ 制度の整備 投資家はでいるのか っているこ 可欠。	ろ、そのような技 が不可欠である 徐々に増加した 「実情。 とが、日本国内	と資家層の一動 う。 ものの、制度が 発行の社債の	でを担うものが時限的措施 は一般的措施を関係を表する。	易での取引の増大、流 として、海外投資家を 置であり、期限切れ後 を損なっていることは
		現在は、被災自治体の資金調達支援の観点から、被災地限定で、日本版レベニュー債に対する、海外投資家の受取利子等非課税制度が導入されている。 他方、レベニュー債は、地方自治体による財源調達手段の多様化に資するものであり、特に収益性の高い事業が望める大都市圏での活用が期待されるところ。 そこで、レベニュー債の活用を、被災自治体のみならず、全国自治体の傘下の内国法人にも拡充して認める必要かある。									
対応	望に する 域案	_									
								~_::		1 5	-

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け		Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備				
	政策の 達成目標		海外投資家の我が国公社債市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達の円滑化が図られること。				
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間		恒久措置とする。				
		同上の期間中 の達成目標	(政策の達成目標と同じ)				
合理性	政策目標の 達成状況		〈海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化〉 平成22年の同制度導入後、一定程度目標は達成されたといえるが、時限的措置であるがゆえに、振替社債等の海外投資家の保有残高の増加は抑制されている。 (注1)振替社債等の海外投資家の保有残高(新株予約権付社債を除く。) 平成22年6月30日 560億円 平成22年12月31日 6,204億円 ~現在 5,000億円を上回って推移 (注2)振替新株予約権付社債の海外投資家の保有残高 平成22年12月31日 865億円 ~現在 1,000億円を上回って推移 <日本版レベニュー債の拡充> 平成24年4月1日の施行から5ヶ月余りしか経過しておらず、発行の準備段階にあるものと考えられる。				
有効性	要望の措置の適用見込み		<海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化> 現行の時限的な利子等非課税制度の下でも、振替社債等への海外投資家による投資が実際に行われている(平成24年6月30日現在で101社325銘柄4,288億円及び資産担保証券12銘柄825億円並びに新株予約権付社債8銘柄1457億円)ことから、本制度が恒久化された時には、最低でも同程度の投資は見込まれる上に、期限切れ後の源泉徴収課税リスクを懸念して従前振替社債等への投資を全く行わなかった、又は消極的姿勢をとっていた海外投資家の積極的な参加も予想されるため、海外投資家による振替社債等のさらなる保有が期待される。 <日本版レベニュー債の拡充> 適用対象となるものとして、いわゆる地方三公社(道路公社、住宅供給公社及び土地開発公社)が約150社、また空港、水道、廃棄物処理等の施設を運営するいわゆる民法特例法人で、地方公共団体が100%出資するものが存在する。				
1	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		〈海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化〉 我が国の社債市場の活発化という観点からは、厚みのある投資家層を形成し、セカンダリー市場での取引の増大、流動性の確保、価格形成機能の強化等が求められるところ、そのような投資家層の一翼を担うものとして、海外投資家を呼び込むことが必要である。そのためには、諸外国と同様に利子等非課税制度を恒久措置として整備することが手段として有効。 〈日本版レベニュー債の拡充〉 被災地以外の地方公共団体傘下の内国法人への拡大により、インフラ整備等の事業に関して、先進的な資金調達手法による市場からの調達も増加し、債券市場の活性化にも寄与する。				
		ページ	15—2				

相当性	当該要望項目 以外の税制。 支援措置	なし の
	予算上の措施 の要求内容 及び金額	等 なし
	上記の予算の措置等を の措置等を 要望項目 関係	
		<海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化>本制度がないと、海外投資家が我が国と居住国で二重に課税される可能性が生じ、海外投資家による投資が著しく減少するおそれがあることから、この二重課税を防止する海外投資家振替社債利子等非課税制度を恒久措置として整備することは妥当である。
	要望の措置の 妥当性	<日本版レベニュー債の拡充> インフラ整備等の事業に係る資金調達については、事業の性質上期間が長期となる場合が多く、 銀行借り入れに加えて、市場からの資金調達の道も広く開かれていることが望ましい。 そこで、地方自治体による財源調達手段の多様化に資するレベニュー債の活用を、被災自治体のみならず、全国自治体の傘下の内国法人にも拡充して認めることは妥当である。
	担軽減措置等(実績	〈海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化〉平成22年度(推計) ▲8億円平成23年度(推計) ▲8億円平成23年度(推計) ▲33億円平成24年度(推計) ▲36億円平成24年度(推計) ▲26億円 (注)元本残高については、平成24年度は6月30日現在、平成23年度は12月31日 現在の金額をそれぞれ通年の額として使用し、平成22年度は措置の適用初年度であり適用対象が段階的に急増していることから、各月末の残高を合計し12で除した金額を使用した。それに乗ずべき利率は、本措置導入後に到来した、一の暦年の最初から最後まで本措置の適用のあった最初の暦年である平成23年につき、同年12月31日現在において残高の存在した各銘柄の発行時利率を、各銘柄の残高で加重平均した率を算出し、当該率を全ての年度に使用した。 〈日本版レベニュー債の拡充〉平成24年4月1日の施行から5ヶ月余りしか経過しておらず、発行の準備段階にあるものと考えられる。
用に	担軽減措置等 よる効果(手 の有効性)	(注2)
	~-	15—3
		. 5 5

前回要望時の 達成目標	海外投資家の我が国公社債市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達の円滑化が図られること。
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	〈海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化〉 目標は一定程度達成されているが、現行の措置が時限的なものであることから、期限切れ後の源泉徴収課税リスクを懸念して振替社債等への投資を全く行っていない、又は消極的姿勢をとっている海外投資家を呼び込めていない、という限界はあり、目標の完遂には現行の利子等非課税措置の恒久化が必要不可欠である。 〈日本版レベニュー債の拡充〉 非課税措置の対象となる東日本大震災の被災地においては、未だ復興の計画策定段階にあるものと考えられるため、日本版レベニュー債の発行は今後これらの計画が実行に移される際に実施されるものと予想される。
これまでの要望経緯	〈海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化〉 振替国債の利子等については平成11年度改正、振替地方債の利子等については平成19年度改正、 振替社債等の利子等については平成22年度改正において、非課税措置が導入された。 〈日本版レベニュー債の拡充〉 平成24年度改正において、東日本大震災の被災地に限定して、日本版レベニュー債に係る海外投資家の利子等非課税措置が導入された。
ページ	15—4